

神奈川県監査委員公表第4号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和5年3月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 堀江則之
 同 小島健一

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分5か所に係る6事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部会計課	令和4年8月10日（令和4年6月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託契約ほか54件（契約額計4,443,201,096円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、担当職員の認識不足及び当該業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表による確認体制の強化を徹底し、随意契約の結果について速やかに公表手続を行う。
生活安全部生活安全総務課	令和4年8月10日（令和4年6月14日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、中原警察署管内に設置している街頭防犯カメラシステムの通信回線使用料について、同システムの運用が長期間にわたりできない状況となっていたにもかかわらず、中途解約した場合、再度契約する際に時間や新たな経費を要するなどとして、この間も契約を継続し、11か月分3,049,200円を支払	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、街頭防犯カメラシステムの操作用パソコンの故障により、当該システムの通信機能を運用できない状態になったにもかかわらず、通信契約の解約をしなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係部署との連携を密

		<p>っていた。</p> <p>2 財産管理事務において、中原警察署管内に設置している街頭防犯カメラシステム（台帳価格計6,749,676円）について、同システムの操作用パソコンが故障したにもかかわらず、速やかにパソコンの修理や交換を行っていなかったため、通信回線を介した防犯カメラの映像の確認及びダウンロードなど同システムの運用が長期間にわたりできない状況となっていた。</p>	<p>にして早急な予算措置や契約の解除等を検討するなど、再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、街頭防犯カメラシステムの操作用パソコンの修理又は更新に係る予算措置が遅延したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、物品故障時には早急な予算措置を講じ、付随して発生する費用等の確認など会計課及び関係所属との連携を密にすることにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。</p>
地域部地域総務課	令和4年8月10日（令和4年6月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、駐在所機械警備業務委託契約（契約総額11,399,520円、契約期間：令和2年8月1日から令和7年7月31日まで）について、令和3年8月13日からの業務内容変更に伴う変更契約に当たり、同月30日に変更契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、契約内容の協議に時間を要し、変更契約の締結時期に遅れがでたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、変更契約の締結時期について、受託者と十分な確認を行うとともに、速やかに契約変更の手続を行えるよう、施設課及び各警察署等の関係所属との情報共有を密にすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
交通部運転免許本部運転免許課	令和4年8月10日（令和4年6月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和2年12月から令和3年2月までの間に実施した普通自動車運転免許の学科試験における出題ミスにより不合格となった7名について、その後、再受験をして、免許を取得していたため、本来であれば支払う必要がなかった7名の再受験に要した費用29,790円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、学科試験の出題内容が道路交通法の改正内容と齟齬がないかの確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令を理解して知識の向上を図るとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
---------	-------	-------	-------

<p>神奈川県警察署</p>	<p>令和4年7月19日（令和4年5月24日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、令和4年2月分の上下水道使用料1,309円の支払に当たり、納期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、支払手続を行う際、12件の請求書をひとつの集計表にまとめたところ、集計表に転記する金額を誤り、決裁時においても確認が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、集計表の確認だけにとどまらず、請求書の足し上げを確実に実施すること、決裁時も各人が確実に点検することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
----------------	---------------------------------	---	--